

# 令和5年度裾野市農業委員会8月総会 議事録

1. 開催日時 令和5年8月10日(木) 午後1時30分から午後2時00分  
 2. 開催場所 裾野市役所401会議室  
 3. 出席委員

農業委員			農地利用最適化推進員				
議席	氏名	議席	氏名	地区	氏名	地区	氏名
1	大庭 清宏	7	鈴木 知華	東	飯塚 邦彦	富岡	井上 恭男
2	荻田 弘明	8	高草 富一	東	芹澤 秀雄	富岡	杉山 守正
3	勝又 直美	9	西島 則夫	西	市川 光一	富岡	渡邊 光永
4	勝又 和一	10	渡邊 博美	深良	大庭 洋行	須山	中村 偉文
		11	杉山 克己	深良	勝又 勝美		
6	杉山 利博	12(会長)	岡田 廣正				

4. 欠席委員

5	杉山 邦利						
---	-------	--	--	--	--	--	--

5. 事務局出席者

事務局長 木原慎也 書記 中村健児 書記 関野悠樹 書記 久保裕太郎

6. 議事日程

第1 開会

第2 議事録署名委員の指名

2	荻田 弘明	3	勝又 直美
---	-------	---	-------

第3 議事

- (1) 報第 6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (2) 報第 7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について
- (3) 議第13号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について
- (4) 議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について
- (5) 議第15号 農用地利用集積計画(案)の決定について

7. 会議の概要

議長

只今から令和5年度裾野市農業委員会8月総会を開会します。  
 本日の委員は12名中11名出席ですので、総会は成立しています。  
 議事日程第2の議事録署名人の指名ですが、私から指名させていただくことに異議  
 ございませんか。

(異議なし)

議長

それでは、2番 荻田弘明委員、3番 勝又直美委員にお願いします。  
 会議書記の指名を行います。本日の会議書記には農業委員会事務局職員の久保裕太  
 郎氏を指名します。  
 それでは、議事に入ります。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に  
 対する受理について 番号1 及び 報第7号 農地法第5条の規定による農地転  
 用届出に対する受理について 番号1は関連がありますので、一括して事務局から議  
 案書の説明をお願いします。

事務局

はい。報第6号 農地法第4条の規定による農地転用届出に対する受理について

番号1 及び 報第7号 農地法第5条の規定による農地転用届出に対する受理について 番号1

(議案朗読により説明)

議長 ただ今の報第6号 番号1 及び 報第7号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 質疑等が無いようです。こちらは報告案件ですので、ご了承いただきたいと思えます。

次に、議第13号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第13号 農地法第4条の規定による許可申請の裁定について 番号1

(議案朗読・投影写真によりにより説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 飯塚邦彦委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、本茶公民館の約100メートル南東側に位置します。

申請地の現況は、休耕地となっています。

面積は、1筆で219㎡です。

申請者の亡夫は、御殿場市に本社を置く法人を創業し、代表取締役を務めていました。現在は、申請者と同居する息子が代表取締役を務めています。

事業の用に供する不動産等は、個人名義のものが多く、手続き等のために、自宅への来客が頻繁にあります。また、当該法人の株式は全て申請者の親族が保有しているため、自宅での会議が定期的開催されますが、自宅敷地内に家族分及び来客用の駐車場が無く、8台分の駐車場を整備するため、申請に至りました。

申請地は、街区(がいく)の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思えます。

建築物等に該当する施設が存在せず、建築基準法や都市計画法の申請は不要です。

転用計画を実施する資金力があり、転用面積も適正であることから、一般基準を満たしていると考えられます。

申請地の西側は道路、南側は水路、北側・東側は申請者農地に接しています

申請地は碎石敷きとし、雨水は自然浸透により処理します。

申請者所有農地以外に隣接する農地は無く、周辺農地への影響は少ないと思われま

す。  
審議のほどよろしく願いいたします。

議長 ただ今の議第13号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第13号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号1  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長 続きまして、地区担当委員 推進委員 勝又勝美委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 申請地は、原区公民館の約100メートル南東側に位置しています。  
現況は休耕地となっています。  
借人は、東部農林事務所発注の治山工事を受注し、周辺で、工事期間中の資材置き場及び現場事務所用地を探していました。  
申請地は、工事現場から近い適地であり、貸人に相談し承諾を得られたため一時転用を申請するものです。  
一時転用期間は、約8か月間であり、工事完了後、仮施設はすべて撤去し、農地に復元するものです。  
農地区分は、第2種農地に該当します。  
一時転用であり、不許可の例外にあたります。  
仮設現場事務所は仮設建築物であり、都市計画法や建築基準法の手続きは不要となります。  
また、転用計画が実行される資金力があり、一時転用面積も適正です。  
一時転用後の農地復元計画や耕作管理計画により、許可期間終了後には農地への復元が確約されていることから、一般基準を満たしていると考えられます。  
申請地は、北側が道路に、東側が宅地に、南側が畑に、西側が農業用ビニールハウスに接しています。  
敷地内は、工事車両の駐車スペースには、表土保護のため敷鉄板を設置します。その他のスペースは、敷鉄板の仮置き場として利用する計画です。  
現場事務所設置に伴う取水や排水は、ありません。雨水は、自然浸透となります。  
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと思われまます。  
ご審議のほどよろしくお願いします。

事務局 事務局より補足の説明をさせていただきます。  
譲渡人につきまして、高橋重徳さんが登記簿上の所有者となっておりますが、勝又勝美委員より、高橋重徳さんが10年くらい前に亡くなられているとの情報をいただきました。本来であれば、遺産分割協議が終わっていただければ取得される方の、終わっていないければ相続人全員の承諾が必要になります。  
事務局の調査不足で大変申し訳ありません。  
事務局としましては、できればこの場でご審議をいただきまして、後ほど相続人の書類を補正対応したいと考えております。  
ご理解いただければご審議よろしくお願いたします。

議 長 ただ今の議第14号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。  
(質問、意見等 なし)

議 長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第14号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2  
事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局

はい。議第14号 農地法第5条の規定による許可申請の裁定について 番号2  
(議案朗読・投影写真により説明)

議 長

続きまして、地区担当委員 推進委員 渡邊光永委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員

申請地は、市民文化センターの約200メートル北西側に位置しています。  
現況は休耕地となっています。  
渡人は、平成29年に相続により申請地を取得しましたが、住所が函南町であり、  
耕作が難しい状況でした。  
受人は、知人から駐車場用地を求める声があり、市民文化センター周辺で用地を探  
していました。計画では、貸駐車場として中古車販売事業者に貸出す予定です。  
今回、売買の話がまとまったことから、申請に至ったものです。  
申請地は、宅地や雑種地に囲まれており、街区の面積に占める宅地等の割合が40  
パーセントを超えていることから、第3種農地に該当します。第3種農地は代替性の  
検討が不要となっているので、立地基準に問題ないと思います。  
建築物や工作物に該当する施設が存在しないため、建築基準法や都市計画法の手続  
きは不要です。  
場内は、北側道路と高さを合わせるために30センチ程度の盛土を行い、碎石を敷  
く計画です。  
添付書類から、転用計画が実施される資金力が確認できており、転用面積も適正で  
あることから、一般基準を満たしていると考えられます。  
申請地は、北側、東側、南側が道路に、西側が水路を挟んで雑種地に接しています。  
敷地内の雨水は自然浸透となります。その他の給水や排水の利用はありません。  
以上のことから、周辺農地への影響は少ないと考えます。  
ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ただ今の議第14号 番号2について、質疑等がありましたらお願いします。

高草富一委員

盛土が計画されているが、土や碎石などが周囲の道路に流れ出す心配はないか。

事務局

申請地は道路より下がった段差の状態にあり、全体に30センチほど盛土をしてそ  
の上に碎石を敷いて図の出入口の高さを合わせる計画であり、盛土の方が高くなるこ  
とはなく問題はないと思います。

大庭清宏委員

水路との境界は、擁壁等にして土や碎石が水路に流れないようにして盛土を行うの  
か。

事務局

用水路に土や碎石等が流れない対策をとるよう申請者に指導をいたします。

議 長

ほかに質疑等がありましたらお願いします。  
それではお諮りします。議第14号 番号2について、本案を原案のとおり許可す  
ることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
次に、議第15号 農用地利用集積計画(案)の決定について 番号1 事務局から議案書の説明をお願いします。

事務局 はい。議第15号 農用地利用集積計画(案)の決定について、番号1

(議案朗読・投影写真により説明)

議長 続きまして、地区担当委員 推進委員 中村偉文委員から議案について説明をお願いします。

地区担当委員 利用権設定地は裾野ヘルシーパークから北西に約350mのところに位置します。  
設定地は市街化調整区域内にある隣接する4筆の農地で、地目は公簿が田、現況が畑です。

面積は4筆合計3,475㎡です。

貸人3名は、平成25年11月から農業経営基盤強化促進法第18条により申請地を貸し付けています。

この度、令和5年8月末で終期を迎えますが、借人が行っている事業の区切りが令和6年3月末までのため、7か月間延長するものです。

貸人3名のうち、1名については既に亡くなっており、申請地の相続が未了の状態のため、相続人全員から今回の利用権設定について同意を得ています。

須山東富士農事組合は現在申請地でキヌアの栽培を行っており、適正に管理されています。農業経験・技術等も問題ありません。期間は使用貸借により7か月間です。

耕作管理計画によると、利用権設定後も継続してキヌアを作付する予定です。

周辺農地への影響は特に問題はないと思います。ご審議をお願いします。

議長 ただ今の議第15号 番号1について、質疑等がありましたらお願いします。

(質問、意見等 なし)

議長 それでは質疑等がありませんので、お諮りします。議第15号 番号1について、本案を原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 それでは、全会一致で許可することに決定します。  
これをもって令和5年度裾野市農業委員会8月総会を閉会します。

令和5年8月10日(会議録署名人)

2番署名人

萩田弘明

3番署名人

勝又直美